

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件

- (1) 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 11,575.59 m² (明細は、別表のとおり)

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年9月1日(金)午前11時
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎16階 1611会議室
- (3) 開札 入札後、即時開札

3 現地説明(入札契約説明を含む。)の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年8月8日(火)午前11時
- (2) 場所 河北郡内灘町白帆台1丁目215番地 白帆台公民館
- (3) 現地説明への参加を希望する者は、事前に電話にて申し込むこと。
申込先 石川県土木部建築住宅課 電話番号 076-225-1776

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をいずれも満たしている者(共同企業体を含む。)であること。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (2) 建築工事業に関して建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (3) 宅地建物取引業法を遵守の上で行う、次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件(本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。)を第三者に譲渡する者であること。
ア 売買物件を自ら取得した上で、住宅等(地区の地区計画に規定する建築物をいう。以下同じ。)を建築し、譲渡すること。
イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員のうち1人以上が県内に営業所を有する者であること。
- (5) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、以下の条件をいずれも満たしていること。
ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。
イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格及び能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定

により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (8) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (9) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと及び以下に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (10) 共同企業体の場合は、次の条件を全て満たすこと。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りでない。

ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。

イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。

ウ 代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退は、認められないこと。

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間

令和 5 年 7 月 28 日（金）から同年 8 月 24 日（木）までの県の休日（県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 交付場所

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県庁行政庁舎 16 階 石川県土木部建築住宅課

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県土木部建築住宅課まで持参し、又は郵送しなければならない。

- (2) 受領期限

令和 5 年 8 月 24 日（木）午後 5 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

7 その他

- (1) 入札保証金

入札しようとする金額の 100 分の 5 以上

- (2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者が提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上

- (5) 契約方法及び売買代金の納付

ア 県との当該売買契約は、第三者のためにする契約として締結する。

イ 契約締結の日から5年以内の間において、引渡しを受けようとする区画毎の売買代金を納付することとする。ただし、契約締結の日から5年後までに売買代金全額を納付することを要する。

(6) 所有権の移転等

所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、契約者（落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。）による所有権移転先の指定及び所有権の移転先（所有権移転先として指定された者をいう。以下同じ。）による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示があった日に、県から所有権の移転先へ直接移転するものとする。

なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことに留意を要する。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅管理グループ 電話番号 076-225-1776

別表

| 番号 | 所在地番 | 財産区分 | 地目 | 地積 |
|----|----------------------|------|----|--------------------------|
| 1 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 229 番 | 土地 | 宅地 | 252.94 m ² |
| 2 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 230 番 | 土地 | 宅地 | 257.03 m ² |
| 3 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 231 番 | 土地 | 宅地 | 253.36 m ² |
| 4 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 232 番 | 土地 | 宅地 | 253.47 m ² |
| 5 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 233 番 | 土地 | 宅地 | 256.94 m ² |
| 6 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 234 番 | 土地 | 宅地 | 256.80 m ² |
| 7 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 235 番 | 土地 | 宅地 | 257.07 m ² |
| 8 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 236 番 | 土地 | 宅地 | 257.12 m ² |
| 9 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 237 番 | 土地 | 宅地 | 255.14 m ² |
| 10 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 238 番 | 土地 | 宅地 | 255.08 m ² |
| 11 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 239 番 | 土地 | 宅地 | 252.03 m ² |
| 12 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 240 番 | 土地 | 宅地 | 247.45 m ² |
| 13 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 241 番 | 土地 | 宅地 | 254.17 m ² |
| 14 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 242 番 | 土地 | 宅地 | 254.02 m ² |
| 15 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 243 番 | 土地 | 宅地 | 256.64 m ² |
| 16 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 244 番 | 土地 | 宅地 | 256.44 m ² |
| 17 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 245 番 | 土地 | 宅地 | 255.71 m ² |
| 18 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 246 番 | 土地 | 宅地 | 255.86 m ² |
| 19 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 247 番 | 土地 | 宅地 | 253.18 m ² |
| 20 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 248 番 | 土地 | 宅地 | 253.26 m ² |
| 21 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 249 番 | 土地 | 宅地 | 256.04 m ² |
| 22 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 250 番 | 土地 | 宅地 | 252.22 m ² |
| 23 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 251 番 | 土地 | 宅地 | 235.80 m ² |
| 24 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 252 番 | 土地 | 宅地 | 223.97 m ² |
| 25 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 253 番 | 土地 | 宅地 | 222.31 m ² |
| 26 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 254 番 | 土地 | 宅地 | 222.49 m ² |
| 27 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 255 番 | 土地 | 宅地 | 224.18 m ² |
| 28 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 256 番 | 土地 | 宅地 | 224.12 m ² |
| 29 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 257 番 | 土地 | 宅地 | 224.13 m ² |
| 30 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 258 番 | 土地 | 宅地 | 224.31 m ² |
| 31 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 259 番 | 土地 | 宅地 | 222.55 m ² |
| 32 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 260 番 | 土地 | 宅地 | 222.55 m ² |
| 33 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 261 番 | 土地 | 宅地 | 224.23 m ² |
| 34 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 262 番 | 土地 | 宅地 | 218.84 m ² |
| 35 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 263 番 | 土地 | 宅地 | 294.40 m ² |
| 36 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 264 番 | 土地 | 宅地 | 271.55 m ² |
| 37 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 265 番 | 土地 | 宅地 | 269.97 m ² |
| 38 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 266 番 | 土地 | 宅地 | 270.05 m ² |
| 39 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 267 番 | 土地 | 宅地 | 271.68 m ² |
| 40 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 268 番 | 土地 | 宅地 | 271.50 m ² |
| 41 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 269 番 | 土地 | 宅地 | 271.35 m ² |
| 42 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 270 番 | 土地 | 宅地 | 271.46 m ² |
| 43 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 271 番 | 土地 | 宅地 | 269.85 m ² |
| 44 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 272 番 | 土地 | 宅地 | 269.60 m ² |
| 45 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 273 番 | 土地 | 宅地 | 269.68 m ² |
| 46 | 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 274 番 | 土地 | 宅地 | 283.05 m ² |
| | 合 計 | | | 11,575.59 m ² |